一般社団法人三重県作業療法士会

謝　金　規　程

平成２５年１月１８日
平成２９年４月　７日
令和　３年７月　９日

（規程の趣旨）

第 １ 条　この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会（以下「本会」という）の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

（謝金の種類）

第２条　謝金の種類は、講師謝金とする。

（講師謝金）

第３条　講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習又は実技指導に対して支払う。

（謝金の額）

第４条　謝金の額は別表に掲げる。但し、学会における特別講演等については、この限りではない。

２．第３条に該当しないものについては、その都度定める。

３．特に顕著な業績を有する者には実情を勘案し、理事会において謝金額を決定する。

（規程の変更）

第５条　この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附　　則

１．　この規程は、平成２５年１月１８日から施行する。

２．　この規程は、平成２９年４月７日から一部改正により施行する。

３．　この規程は、令和３年７月９日から一部改正により施行する。

別　表

講師謝金支払基準

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">支　払　対　象　区　分</th><th colspan="3">１時間当り支払額　税込</th></tr>
<tr><th>講演
講義</th><th>実習指導
実技指導</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">講
師
基
準</td><td>A</td><td>大学教授，官公庁局部長級，民間企業役員，著名民間専門家，著名ジャーナリスト，医師(a)，弁護士等(a)，公認会計士(a)</td><td>13,000 円</td><td>7,800 円</td><td rowspan="4">作業療法士については、講師基準の該当区分支払額の５割相当額とする。</td></tr>
<tr><td>B</td><td>大学准教授，短大・高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理者層，民間専門研究者，医師(b)，弁護士等(b)，公認会計士(b)，認定作業療法士，専門作業療法士</td><td>11,500 円</td><td>6,900 円</td></tr>
<tr><td>C</td><td>大学講師，短大・高専准教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業管理者層，民間一般技術者，作業療法士(a)</td><td>10,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>D</td><td>大学助手，短大講師・助手，高専講師・助手，高校教諭，官公庁係長級，官公庁職員，民間企業監督者層，民間企業職員，民間一般技能者，作業療法士(b)</td><td>9,000 円</td><td>5,400 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">助　手</td><td colspan="4">実習・実技の助手に対する謝礼は、日給 12,000 円（８時間相当）とし、時間に応じて支払う。</td></tr>
</table>

（注）

１．「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。

２．(a)は、資格取得後 15 年以上の者、(b)は、それ未満の者とする。

３．「官公庁」とは、国又は都道府県レベルをいう。

４．元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。

５．講師の職種及び職名が複数に該当する場合は、上位の区分を選択する。

６．作業療法士の講師は原則的に認定作業療法士とする。

７．作業療法士(a)　(b)については、認定作業療法士に準ずる実績等があると認められる者とする。

８．シンポジウムにおけるシンポジスト等においては、実習指導又は実技指導の支払基準より、実拘束時間に応じて支払額を算定する。

９．支給単価 1 時間に端数が生じたときは 30 分単位で支給し、30 分に満たないときは 15 分未満は切り下げ、15 分以上は切り上げて算出する。